

幸 区 区 民 会 議 運 営 要 領 (案)

1 制定趣旨

この要領は、川崎市区民会議条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、幸区
区民会議（以下「会議」という。）の運営に関し、効率的かつ自律的になされるために、必要な
事項を定めることを目的とする。

2 課題の把握

- (1) 会議は、地域社会の課題等について、区役所が把握している課題、委員が自らの活動を通じ
て把握した課題や区民からの意見などを取りまとめ、調査審議すべき事項を選定する。
- (2) 調査審議すべき事項の選定については、専門部会を活用し、全体会議において行う。

3 調査審議

- (1) 調査審議は、出席委員の合意形成を図るものとする。
- (2) 委員長は、調査審議結果について取りまとめ、これを速やかに区長及び市長に提出する。
なお、任期最後の会議では、審議継続中の事項を含め任期中の検討結果について、区長及び
市長に書面をもって提出するものとする。

4 企画運営会議

- (1) 企画運営会議は、委員長が招集し座長を務める。
- (2) 企画運営会議は、専門部会における調査検討の状況等を踏まえ、全体会議の運営等につい
て協議する。

5 専門部会

- (1) 専門部会における調査検討の結果は、出席委員の合意形成を図るものとする。
- (2) 部会長は、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに委員長に報告するものとす
る。
- (3) 任期最後の専門部会については、部会長は、継続中の事項を含め、その結果を速やかに
委員長に報告するものとする。
- (4) 委員長は、専門部会から報告を受けた際には、企画運営会議を経て、これを会議に諮る。
- (5) 前各項に規定するもののほか、必要な事項については、企画運営会議でこれを定める。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って、
これを定める。

附 則

この要領は、平成18年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月24日から施行する。

さいわいくくみんかいぎうんえいようりよう しんきゅうたいしょうひょう
幸 区 区 民 会 議 運 営 要 領 新 旧 対 照 表

改正後	改正前
○^{さいわいくくみんかいぎうんえいようりよう}幸 区 区 民 会 議 運 営 要 領 1 制定趣旨 この^{ようりよう}要 領は、川崎市区民会議^{かわさきしくみんかいぎ}条 例（以下「^{じょうれい}条 例」という。）第 1 2 条の規定に基づき、幸 区 区 民 会 議（以下「^{かいぎ}会 議」という。）の運営^{うんえい}に関し、効率的かつ自律的^{こうりつてき}になされるために、必要な事項^{ひつよう}を定めることを目的とする。 2 課題の把握 (1) 会議^{かいぎ}は、地域社会^{ちいきしやかい}の課題等^{かだいとう}について、区役所^{くやくしょ}が把握^{はあく}している課題^{かだい}、委員^{いいん}が自らの活動^{みずか}を通じて把握^{かつどう}した課題^{つう}や区民^{はあく}からの意見^{かだい}などを取りまとめ、調査審議^{くみん}すべき事項^{いけん}を選定する。 (2) 調査審議^{ちようさしんぎ}すべき事項^{じこう}の選定^{せんてい}については、専門部会^{せんもんぶかい}を活用し、全体会議^{かつよう}において行^{ぜんたいかいぎ}う。 3 調査審議 (1) 調査審議^{ちようさしんぎ}は、出席委員^{しゅつせきいいん}の合意形成^{ごういけいせい}を図るものとする。 (2) 委員長^{いいんちよう}は、調査審議結果^{ちようさしんぎけつか}について取りまとめ、これを速やかに区長及び市長^{すみ}に提出^{くちようおよ}する。なお、任期最終^{しんきさいしゅう}の会議^{かいぎ}では、審議継続中^{しんぎけいぞくちゅう}の事項^{じこう}を含め任期^{しんき}中の検討結果^{けんとうけつか}について、区長及び市長^{くちようおよ}に書面^{しちょう}をもって提出^{しよめん}するものとする。 4 企画運営会議^{きかくうんえいかいぎ} (1) 企画運営会議^{きかくうんえいかいぎ}は、委員長^{いいんちよう}が招 集^{しょうしゅう}し座長^{ざちよう}を務める。 (2) 企画運営会議^{きかくうんえいかいぎ}は、専門部会^{せんもんぶかい}における調査検討^{ちようさけんとう}の状 況 等^{じようきやうとう}を踏まえ、全体会議^{ぜんたいかいぎ}の運営等^{うんえいとう}について協議^{きようぎ}する。	○^{さいわいくくみんかいぎうんえいようりよう}幸 区 区 民 会 議 運 営 要 領 1 制定趣旨 この^{ようりよう}要 領は、川崎市区民会議^{かわさきしくみんかいぎ}条 例（以下「^{じょうれい}条 例」という。）第 1 2 条の規定に基づき、幸 区 区 民 会 議（以下「^{かいぎ}会 議」という。）の運営^{うんえい}に関し、効率的かつ自律的^{こうりつてき}になされるために、必要な事項^{ひつよう}を定めることを目的とする。 2 課題の把握 (1) 会議^{かいぎ}は、地域社会^{ちいきしやかい}の課題等^{かだいとう}について、区役所^{くやくしょ}が把握^{はあく}している課題^{かだい}、委員^{いいん}が自らの活動^{みずか}を通じて把握^{かつどう}した課題^{つう}や区民^{はあく}からの意見^{かだい}などを取りまとめ、調査審議^{くみん}すべき事項^{いけん}を選定する。 (2) 調査審議^{ちようさしんぎ}すべき事項^{じこう}の選定^{せんてい}については、専門部会^{せんもんぶかい}を活用し、全体会議^{かつよう}において行^{ぜんたいかいぎ}う。 3 調査審議 (1) 調査審議^{ちようさしんぎ}は、出席委員^{しゅつせきいいん}の合意形成^{ごういけいせい}を図るものとする。 (2) 委員長^{いいんちよう}は、調査審議結果^{ちようさしんぎけつか}について取りまとめ、これを速やかに区長及び市長^{すみ}に提出^{くちようおよ}する。なお、任期最終^{しんきさいしゅう}の会議^{かいぎ}では、審議継続中^{しんぎけいぞくちゅう}の事項^{じこう}を含め任期^{しんき}中の検討結果^{けんとうけつか}について、区長及び市長^{くちようおよ}に書面^{しちょう}をもって提出^{しよめん}するものとする。 4 会議の運営^{かいぎ うんえい} 会議^{かいぎ}の開催回数^{かいさいかいすう}や開催時期^{かいさいじ}、開催する時間帯等^{かいさい じかんたいとう}については、委員長^{いいんちよう}が専門部会^{せんもんぶかい}を活用し、これを決めることとする。

改正後	改正前
5 専門部会 (削除) (削除) (1) 専門部会における調査検討の結果は、出席委員の合意形成を図るものとする。 (2) 部会長は、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに委員長に報告するものとする。 (3) 任期最後の専門部会については、部会長は、継続中の事項を含め、その結果を速やかに委員長に報告するものとする。 (4) 委員長は、専門部会から報告を受けた際には、<u>企画運営会議</u>を経て、これを会議に諮る。 (5) 前各項に規定するもののほか、必要な事項については、<u>企画運営会議</u>でこれを定める。 6 その他 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って、これを定める。	5 専門部会 (1) 課題テーマについて調査検討を行う部会と、円滑な運営について協議する部会を設置する。 (2) 専門部会の部会長は、委員の互選により、これを選出する。 (3) 専門部会における調査検討の結果は、出席委員の合意形成を図るものとする。 (4) 部会長は、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに委員長に報告するものとする。 (5) 任期最後の専門部会については、部会長は、継続中の事項を含め、その結果を速やかに委員長に報告するものとする。 (6) 委員長は、専門部会から報告を受けた際には、<u>これを会議に諮る。</u> (7) 前各項に規定するもののほか、必要な事項については、<u>運営について協議する部会</u>でこれを定める。 6 その他 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って、これを定める。